

支社の発覚！労働基準法違反発生！！

東京電車線技術センターで2件の34条違反！ 支社の帳票チェックで10月27日に発覚！！

- ①3月13日(月) 管理者が午前中半休を取得し、勤務した後に2時間の超勤を行い、6時間30分の業務を行った際に、休憩時間を付与しなかった。
- ②7月25日(火) 社員が午前中半休を取得し、勤務した後に3時間の超勤を行い、7時間30分の業務を行った際に、休憩時間を付与しなかった。

労働基準法 第34条 (休憩)

使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

36協定締結直後に 34条違反発覚！！

違反すると

労働基準法 罰則規定
6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

社員代表に説明することはもとより、 安全衛生委員会での真摯な議論を求めます！